

執行部よりご報告

3月10日(月)、協会本部3階会議室にて第二支部の資格審査委員会と執行部会を開催しました。

資格審査委員会

《免許更新会員》 3社

《代表者変更》 2社

(株)エフスタッフ

(新代表者) 大塚 棟弘 様

(旧代表者) 大塚 洋平 様

丁子(株)

(新代表者) 秋吉 雄太 様

(旧代表者) 秋吉 孝信 様

《新入会員》 2社

(株)えにしホームサービス

蔵立 有希子 様

中京区壬生相合町69番地6

GRANGE 京都壬生203号

TEL 075-468-8858

グローバルエステート
ネットワーク (株)

田村 元起 様

中京区木屋町通三条上る上大阪町

530番地

TEL 075-211-6250

執行部会

【報告事項】

①2/17 第3回情報交換会の件

参加者数は39名。

②2/20 京都宅建青年部会・女性部会
第3回合同新年会の件

3時間という長時間ではあったが、交流を深められてよかったという意見が出た。

③第二支部 支部研修「Web動画」
公開の件

「設問&アンケート」に答えることで研修受講済みとみなされる。

【審議事項】

①3/10 全役員会・懇親会の件

28名の役員が出席。進行の段取りについて最終確認。

②3/21 全役員会(全支部)の件

ザ・サウザンド京都にて開催。
全支部の評議員・名誉役員・女性部会部員等が対象。
国土交通省不動産業課長・京都市副市長を研修会の講師として招いている。



第二 支部だより 第227号

会員総数

正会員 477名

準会員 69名

青年部員 64名

*令和7年3月20日現在

<発行>

令和7年3月31日(月)

公益社団法人
京都府宅地建物取引業協会
第二支部

所在地 京都市上京区三丁町453-3

(担当 梅田)

TEL (075) 417-0007

FAX (075) 417-0008

Mail sibu2@kyoto-takken.or.jp

<発行者> 大岸 義幸

高野業務サポート副部長より

皆様、こんにちは。支部の業務サポート副部長をさせていただいております株式会社ロイヤルスタイルの高野です。

私は野球が大好きでプロ野球観戦が趣味なので春になると開幕が待ち遠しくワクワクしてきます。野球といえば最近では少子高齢化、野球人口減少により少年野球チームが統合されたり廃止されたりする話をよく耳にします。ですが先日、弊社の所有の物件で野球教室をビジネスとして運営したいという方と賃貸契約を締結させていただきました。既に別の場所で同ビジネスを運営されており規模拡大されるみたいです。私は昔から野球のコーチや監督はボランティアという感覚がありましたので、この逆境の中で少年野球チームではなく野球教室という形、要は野球の塾としてビジネスを成立されていることに驚きました。

このようなことは私たち不動産業界が抱えている問題でも応用できると考えます。空き家問題、建物の老朽化、地価の暴落の恐れなどの問題に対してもやり方次第でビジネスとして成立させ、世の為、京都の為になる方法を模索していきたいと思っております。私も含め支部の皆さんで、京都の不動産業をより多様な方法でイノベーションしていけるよう願っております。

(株)ロイヤルスタイル 高野 亮

全役員会のご報告

今年度最後の第二支部全役員会を3月10日(月)に、京都駅近くのホテル「デュシタニ京都」にて開催いたしました。

各委員会の部長の皆様より令和6年度の委員会活動報告がなされました。

その他お一人ずつ近況報告をしていただき、最近のお仕事内容など興味深いお話を沢山お聞きすることができました。

終了後は同会場にて懇親会が開催されました。



総務部長 田中 充

宅地建物取引業者票 の改訂について

以前よりご案内をしておりますが、この度、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令」等が公布され、令和7年4月1日より宅地建物取引業者票(以下「業者票」とします)の様式が変更されることとなりました。

会員の皆様のお手元には、新様式の業者票(A2サイズ・紙製)が届いていることと存じます。4月1日以降は必ず新様式の業者票を事務所に掲示くださいますようお願い申し上げます。

【改正による業者票の変更点(R7.4.1~)】

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣()第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	追加①
この事務所に置かれて 専任の宅地建物取引士の数	人 追加②
主たる事務所の所在地	追加③
	電話番号 ()

削除点
この事務所に置かれて
いる専任の宅地建物取引
士の氏名

追加点

- 追加② ①事務所の代表者(政令で定める使用人)の氏名
※政令で定める使用人を設置していない場合は、代表者氏名を記載。
②事務所に置かれる専任の宅地建物取引士の人数
③宅地建物取引業に従事する者の数